

酒類の公正な取引環境の整備

- 酒類業者の自主的な取組を促進するため、平成18年8月に「酒類に関する公正な取引のための指針」を公表
- 平成28年6月に公布された酒税法等の一部改正法に基づき、平成29年3月に「酒類の公正な取引に関する基準」を制定
- これらを踏まえ、酒類の公正な取引環境の整備を確保するため、取引状況等実態調査を実施

【平成29年3月国税庁告示第2号】 酒類の公正な取引に関する基準 (平成29年3月)

【公正な取引の基準】

酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはけません。

- ① 正当な理由なく、酒類を総販売原価（売上原価＋販管費）を下回る価格で継続して販売すること
- ② 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

※ 基準の対象は、平成29年6月1日以降に酒類業者（製造・卸・小売）が行う酒類の取引となります。

【事務運営指針】 酒類に関する公正な取引のための指針 (平成18年8月)

- 1 合理的な価格の設定
価格は「仕入価格＋販管費＋利潤」となる設定が合理的
- 2 取引先等の公正な取扱い
合理的な理由がなく取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める大きな一因
- 3 公正な取引条件の設定
取引上優越した地位にある者が、自己に有利な要求や不利益な取扱いをする場合、納入業者の経営悪化及び製造業者の代金回収に影響
- 4 透明かつ合理的なリベート類
透明性及び合理性を欠くりベート類は、廃止していくべき